

(案)

令和7年産食用不適米穀収集・運搬等業務契約書

令和8年 月 日

甲 住所 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
氏名 秋田県知事 鈴木健太 ⑩

乙 住所
氏名 ⑩

秋田県知事 鈴木健太（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、食用不適米穀（以下「運搬物品」という。）の収集、運搬（以下、「運搬等業務」という。）に関して、下記のとおり契約を締結する。

本契約締結の証しとして、本書2通を作成し、甲、乙各々記名押印の上、各1通を保有する。

記

(業務)

第1条 甲は、次条に定める運搬物品の収集及び運搬等の業務を乙に発注し、乙はこれを請け負うものとする。

2 運搬物品の種類、予定数量及び運搬先は次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------|--------------------------------|---------|-----------------|
| (1) 運搬物品の種類 | 令和7年産食用不適米穀 | | |
| (2) 予定数量 | 米袋 | 1, 183袋 | (運搬量 36, 082キロ) |
| | フレキシブルコンテナバッグ | 51袋 | (運搬量 52, 489キロ) |
| | 計 | | (運搬量 88, 571キロ) |
| (3) 運搬先 | 富山県小矢部市岩武760-2 沼田製粉株式会社 変形加工工場 | | |

(契約期間)

第2条 本契約による業務の期間は、契約の日から令和8年9月30日までとする。

(契約金額)

第3条 本契約業務に係る甲が乙に支払う契約金額は 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

(契約保証金) ※ 免除の場合を例として記載

第4条 本契約の契約保証金は、秋田県財務規則第178条第3号の規定により免除する。

(代金の支払)

第5条 乙は、業務完了後、当該業務に係る業務完了報告書を甲に提出するものとする。

- 2 甲が前項の業務完了報告書が正当であると認めたときは、乙は代金の請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、前項の請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に乙に対し代金を支払うものとする。

(業務の処理方法)

第6条 乙はこの契約書に基づき、別紙仕様書に従い、運搬等業務を処理しなければならない。

- 2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(法令遵守)

第7条 乙は、運搬等業務に関する法律、関係法令、秋田県条例及び行政指導等（以下「法令等」という。）を遵守して運搬物品の運搬等業務を行わなければならない。

(義務と責任)

第8条 甲及び乙は、法令等に基づき、運搬物品を適性に保管・管理しなければならない。

- 2 乙は、甲から運搬等業務を依頼された運搬物品を、その積込み作業の開始から、指定運搬先への搬入まで、法令等に基づき適性に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。
- 3 乙は、甲に委託された業務を終了する都度、甲が定める運搬完了届を作成し、甲に収集量、運搬先などを報告しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、本運搬等業務を第三者に再委託してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは運搬等業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更等)

第12条 甲は、必要がある場合には、運搬等業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、契約金額又は業務期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第13条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべ

き事由による場合は、その限りではない。

- 2 乙は、運搬等業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反するときは、この契約を解除できる。

- 2 前項の規定又は法令等の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき運搬物品の処理を乙が完了していないときは、当該運搬物品を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持等)

第16条 乙は、運搬等業務の実施に関し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

(個人情報の取扱)

第17条 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(信義則)

第18条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(協議)

第19条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、法令等の定めに基づき、誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。